

軽種馬経営高度化指導研修（人材養成支援）事業実施要領 生産育成技術者海外派遣研修事業

制定 平成25年1月4日
改正 平成25年4月1日
改正 平成30年3月28日
改正 令和5年4月11日
改正 令和6年3月4日
改正 令和7年3月7日

（趣旨及び内容）

第1条 近年の軽種馬生産や育成においては、国際化が進展するなか、強い馬づくりのためには海外における生産育成技術の最新の情報を得ることや高度な知識や技術を習得することが重要である。こうしたことから、公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）は、生産育成技術の向上に関して高度な知識や技術の修得を目的とした海外研修へ派遣する者に対し経費の一部を補助する。

（事業の実施）

第2条 本事業の実施に関しては、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成17年3月24日16地全協畜第128号）に定めるもののほか、この要領の定めによる。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、海外研修終了後直ちに帰国し、国内の生産育成牧場等に原則として2年間は就労することができる者であって、その他の要件は各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協会の会員とその家族及び会員が経営する牧場の従業員であって、次の要件に該当する者。
 - ① 軽種馬生産育成に関する高度な知識や技術の修得を志向し、将来的にわが国の軽種馬育成に取組む意欲が旺盛と見込まれる者。
 - ② 所属する協会地域団体長（支部長）の推薦がある者。
 - ③ 協会と公益社団法人日本軽種馬協会（以下「軽種馬協会」という。）双方の会員である場合には、原則として育成を主たる業としている会員又は関係者。
 - ④ 会員が経営する牧場の従業員にあっては、牧場経営者の推薦があり、同牧場で1年以上就労している者又は協会会长がこれと同等と認めた者。
- (2) 協会会长が指定する生産育成技術者養成機関を卒業後3ヶ月以内の者（卒業予定者も申請できるものとする。）であって、生産育成牧場への就労を予定し又は就労しており、当該養成機関の推薦及び就労予定牧場又は就労牧場からの申請がある者。
- (3) 軽種馬協会の基幹会員や生産育成牧場の後継者等、将来生産育成牧場や軽種馬業界の基幹的担い手と見込まれる者又はこれと同等の者であって、協会会长が特に認める者。

(補助対象者の選抜)

第4条 補助対象者は、協会会長が面接により選抜する。

(補助対象研修)

第5条 補助対象となる研修は、軽種馬生産育成に関する高度な知識や技術の修得を目的とする海外研修とする。

(研修の種類と期間)

第6条 原則として研修を受けようとする者が計画し補助を申請する14日以上1年以内の期間のものを長期研修とする。ただし、研修の目的や習得内容等により、期間の短縮を認めることがある。

- 2 研修を受けようとする者が複数名で集団的に協会会長の承認のもとに実施する14日未満の期間のものを短期研修とする。
- 3 短期研修にあっては、研修の効果的で円滑な実施を目的として、協会選任の関係者を随行させることができる。なお、随行関係者の選任に当たっては、協会役員本人若しくは協会役員の推薦があった協会関係者（地域団体役員若しくはそれに準ずる者を基本とする。）から協会会長が指名する。

(海外研修場所)

第7条 海外における研修先は、次の各号のいずれかに該当し、協会会長が認めた場所とし、研修受講に際しては、可能な限り牧場等の研修受け入れ機関の研修受講承諾書を、事前に協会会長に提出する。なお、研修先が一般の牧場等で、労働対価が支給される場合は、原則として補助対象としない。

- (1) 競馬先進国の軽種馬関連人材養成機関。
- (2) 競馬先進国の軽種馬牧場及び競馬関連厩舎。
- (3) 競馬先進国のせり市場及び競馬場並びに競走馬生産育成関連施設。

(補助金の対象)

第8条 協会会長は、予算の範囲内で補助することとし、補助対象費目及び補助額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、研修出発予定期日の2ヶ月前までに様式第1号の海外派遣研修事業実施計画及び補助金交付承認申請書を協会会長に提出し承認を受ける。

- 2 協会会長は、申請者に対し第4条に規定する選抜を実施のうえ、申請者等に対し、その結果を書面により通知する。

(研修計画の変更)

第10条 補助対象者は海外研修の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第2号の計画変更承認申請書を協会会長に提出し承認を受ける。なお、研修期間中にやむを得ず研修計画を変更せざるを得ない場合は、速やかにその旨を協会会長に報告し、研修後の実

績報告書の提出をもって変更することができる。

(概算払)

第11条 協会会長は、事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて補助金の概算払をすることができる。その際、補助対象者は様式第3号の補助金概算払請求書を協会会長に提出する。

(研修終了報告等)

第12条 補助対象者は、研修期間中において計画に沿って研修に努め、研修終了後は各号の事項を履行する。

- (1) 研修終了後速やかに、様式第4号の実績報告書を協会会長に提出する。協会会長はこの実績報告書の内容を審査のうえ補助金額を確定し、補助対象者に書面により通知のうえ補助金を交付する。
- (2) 研修終了後速やかに、研修内容をとりまとめた報告書を協会会長あてに提出する。ただし、この報告書は生産育成者を対象とした研修会や講習会での口頭発表をもって代替することができる。

(補助金の返還等)

第13条 虚偽の報告等により不正に補助金を使用した場合や前条の義務が履行されなかつた場合、協会会長は前条第1号の補助金額の一部又は全額を協会に返還させることができる。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、本協会が公益認定を受け、移行の登記をした日（平成25年1月4日、以下「登記日」という。）から適用する。

(廃止)

- 2 軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(1)生産育成技術者海外派遣研修事業（平成17年4月1日制定）は、登記日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月11日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表

補助対象費目	補助対象内容	補助額
① 交通費	往復航空運賃（エコノミークラス）相当額、渡航手数料、諸手続費用等。 短期研修における研修国内を集団で移動する交通費。	10分の9相当定額
② 研修費	研修先での交通費・宿泊費以外の研修実施に必要な実費相当額。ただし、基礎英語研修が含まれる場合にあっては、当該授業時間に2分の1を乗じた時間の割合に相当する額を控除した額。	10分の9以内
③ 宿泊費	研修先での宿泊費用が有償の場合であった場合の実費相当額。	10分の9以内 長期研修は1泊5,000円、短期研修は1泊15,000円と2分の1とのいずれか低い額

- 1 交通費は、最寄りの出国地（出発空港）から、研修先入国地（到着空港）までの往復航空運賃及び諸手続費用を対象とする。ただし、短期研修として計画された行程が2カ国以上に及ぶ場合は、最終到着地を研修先入国地とみなすことができる。
- 2 研修費は、研修先での交通費・宿泊以外の研修実施に必要な実費相当額（基礎英語研修を含む）を対象とする。
- 3 宿泊費は、研修場所が専門の研修施設に該当しない一般の牧場等の場合にあって、当該牧場に寮等の宿泊施設が整備されているか否かにかかわらず有償の場合は、研修日数に応じて算出した実費相当額を対象とする。ただし、1泊当たりの上限支給金額は長期研修においては5,000円、短期研修においては15,000円とする。
- 4 宿泊費は、基本的には研修日数に出発日、帰国日の各1日を加算した日数分をもって算出する。
- 5 研修費、宿泊費が一括して提示され分離できない場合は、この金額をもって研修費とみなすことができる。
- 6 長期研修において、2カ国にまたがって研修を受講しようとする者も当該研修補助の対象となるが、1カ国目から2カ国目への移動の際の交通費は、原則として対象としない。この場合、移動に要する旅行日は3日以内とし、その間の宿泊費は2日を限度に交付する。
- 7 研修施設において、研修の受け入れ条件として損害保険の加入を義務付けている場合、必要に応じて当該保険料を補助対象とすることができる。